



## 東北労災病院と宮城県立精神医療センターの移転・合築に向けた協議確認書

独立行政法人労働者健康安全機構（以下「甲」という。）と宮城県（以下「乙」という。）とは、甲が設置している東北労災病院及び乙が設置している宮城県立精神医療センター（以下「両病院」という。）の移転・合築によるそれぞれの新病院（以下「新病院」という。）整備の方向性に係る協議について、次のとおり確認する。

### （協議方針）

第1条 甲と乙は、甲の理念である「勤労者医療の充実」、「勤労者の安全向上」及び「産業保健の強化」の達成並びに乙の政策医療の課題である「精神医療、救急医療及び災害医療を強化した地域の拠点となる病院の整備」を実現するために、次条から第5条までの内容その他必要な事項について、地方独立行政法人宮城県立病院機構と両病院を加えて協議を行い、令和5年度中に、両病院の移転・合築について合意（以下「令和5年度合意」という。）を目指す。

### （整備場所等）

第2条 新病院の整備場所は、富谷市から提案のあった同市明石台地区（富谷市明石台東土地区画整理事業地内）を前提として、整備方法及び開院時期とともに協議の上、決定する。

### （運営主体等）

第3条 新病院の運営主体は、移転・合築後もそれぞれ従前のおりとするを前提とする。

### （病院機能及び病床規模）

第4条 新病院は、甲の理念及び乙の政策医療の課題解決を実現するため、他の医療機関との役割分担等も踏まえ、次の機能の確保を目指す。

#### （1）甲の新病院

これまで担ってきた機能の提供を基本としつつ、仙台医療圏北部の中核病院として次に掲げる機能を重点的に強化する。

##### イ 救急医療の体制強化

質の高い二次救急（循環器内科の強化、脳卒中センターの設置、運動器外傷受入拡充等）により仙台医療圏北部の救急搬送時間の短縮に貢献

##### ロ 災害医療の体制強化

黒川地区初の災害拠点病院として貢献

##### ハ 地域医療支援病院機能の充実

地域医療支援病院としての機能を引き続き担い、地域医療充実に貢献

##### ニ 地域がん診療連携拠点病院機能の充実

地域がん診療連携拠点病院としての機能を引き続き担い、地域のがん医療充実に貢献

##### ホ 新興感染症対応

新興感染症の感染拡大時における感染症対応に貢献

##### ヘ 精神疾患患者の身体合併症対応

乙の新病院との合築による連携で身体症状のある患者への対応力向上



(2) 乙の新病院

県内唯一の公的精神科病院として全県に果たす役割を重視し、次に掲げる機能とする。

- イ 精神科救急医療  
公的精神科病院が担うべき措置を中心とする精神科救急の全県的な対応
  - ロ 身体合併症対応  
甲の新病院との連携による身体合併症対応能力の向上
  - ハ 児童・思春期精神科医療
  - ニ 地域包括ケアシステム  
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの全県的な体制整備の支援
  - ホ 災害時の精神科医療体制の確保
  - ヘ 研修機能の充実
- 2 新病院の病床規模は、移転先の医療ニーズ等を考慮し、安定的な病院運営が継続できるものとする。
- 3 前2項についての具体的内容は協議の上、決定する。

(医療提供体制の確保に関する支援)

第5条 乙は両病院の移転・合築を前提として、甲の新病院の機能に必要な医師確保に関して東北大学等と連携した支援のほか、医療提供体制の確保に関する必要な支援を行う。

(法的拘束力)

第6条 本確認書は法的拘束力を有しない。

(合意の解除)

第7条 令和5年度合意に至らないときは、甲乙協議の上、本確認書を解除できるものとする。

(その他)

第8条 本確認書に定めのない事項又は疑義等があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この確認を証するため、本書2通を作成し、甲乙自署の上、各自その1通を所持する。

令和5年2月20日

甲 独立行政法人労働者健康安全機構  
理事長

有賀 徹

乙 宮城県知事

村井 嘉浩